

## 新 法律トラブルを 斬る

3



回答  
井上晴夫  
弁護士

など分割できる可分債権は、民法の規定に従って相続人に相続されます。今回は、息子である三人の相続人が、Aさんの預貯金を三分の一ずつ分配することになります。

**Q** 先日亡くなった会社経営者のAさんには、自社の株式六百株、本社の敷地、その他不動産、預貯金などの財産がありました。一方、会社の債務の保証人として四千五百万円の債務を負っていました。Aさんの妻はすでに他界し、会社の後継者であるBさんを含め相続人として三人の息子がいますが、遺言を残していませんでした。遺産をどう分割すればよいでしょうか？

\*\*\*\*\*

**A** 人が亡くなれば相続が開始し、亡くなつた被相続人の財産を、相続人の間で分配することになります。遺言が残されていれば、基本的にその遺言に従つて分配することになりますが、遺言が残されてない今回の場合は事情が異なります。預貯金

株式や不動産など単純に分割することができない財産を巡って、相続人間で争いになります。株式や不動産など單純に分割するケースが多く見られます。このような事態を招かないためにも、Aさんは遺言を作成しておくべきでした。

特に、Aさんのように会社を経営している場合、事業用資産の分割には注意が必要です。例えば、Bさんの保有株式が過半数を割り込んでしまうと、会社経営が安定せず、会社の信用を落とすことにもなりかねません。



仮に、Bさんが「全債務を承継する。その代わりに事業用の資産を承継する」などといい、相続人間で債務について合意しても、その合意は銀行などの債権者を拘束しません。債権者の了解が得られていれば、合意は債権者に対しても効力を生じます。

◇島根県弁護士会法律相談センター（電話0852・21・3450、予約受付時間は平日9時～12時、13時～17時）